

Ability アビリティ

2012. feb

2

No. 684

上小建設労働組合

上田市国分741-7

0268-22-2362

Home Page: <http://www.e-kumiai.jp/>

青年部スキーの集い開催しました!



心配されたお天気も時折晴れ間ものぞき、2～3日前に積もった雪もあり、ゲレンデ状態はとても良かったです。

各自自由に行動できるので、気軽に参加できて格安なチケットだったので、家族全員で楽しむことができましたようす。

1月22日の日曜日、青年部主催『スキーの集い』を開催しました。リフト1日券に昼食・ドリンク券がついて何と大人2,500円 子ども1,000円と格安なチケットで、20家族、総勢57人で湯の丸スキー場へ行ってきました。



長和町リフォーム補助始まる

長和町では、地域経済の活性化や町民の居住環境の向上を図るため、町民が町内の施工業者を利用して、個人住宅の増改築等のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成します。

[助成期間]

- 平成24年1月1日から平成26年3月31日まで

[助成金額]

- 対象工事費の10分の2以内。ただし、20万円を限度とし、千円未満は切り捨て。



詳細はお問い合わせ下さい



組合事務所休館のお願い

2月6日(月)・7日(火)の2日間、組合役職員旅行の為、事務所をお休みさせていただきます。何かとご迷惑をお掛けいたしますが、よろしくお願い致します。

健康診断のお知らせ

今年度最後となります
40歳以上の未受診の方は
必ず受診して下さい！

受付時間

午前9時～11時

受診時間は申込順に組合より指定します。
指定時間は厳守して下さい。

検診料

	自己負担額	通常受診料
総合健診	2000円	13,620円
特定健診	1000円	5,780円



受付手順

前立腺 1,650円 (65歳以上 650円)
石綿 1,000円 (単独受診 3,000円)

- ・2月末までに組合まで連絡下さい。
- ・3月初旬に受診時間等記載のお便り送付します
- ・当日、受診時間に会場へお越し下さい。

日程		会場
3月21日	水	組合事務所
3月22日	木	組合事務所

峰の原高原スキー場 割引チケットあります



信州須坂峰の原高原スキー場の割引チケットが組合事務所にあります。

- ❄️ 大人 リフト1日券に昼食(カレーor ラーメン)がセットになり 2,800円 (土日祝)
 - 〃 〃 〃 2,100円 (平日)
 - 3月3日～クローズ 〃 〃 2,500円 (土日祝)
 - ❄️ 小人 (小学校・保育園) 〃 シーズン中いつでも 1,600円
 - ❄️ 学生 (中学・高校・大学・短大・専門学校) リフト1日券 1,400円
- ※ 学生証が必要となります

1枚のチケットで4名様まで上記価格にて優待割引できます！

御家族で峰の原高原スキー場へGO！ ご希望の方は組合までご連絡下さい。



法人事業所の方はご確認下さい！



会計検査院による国保組合に対する最近の検査では、法人の解散や事業の廃業・休業の際に年金事務所へ『健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届』を出した法人の中で※届け出後も法人を解散せず、事業を継続している等の事例が指摘されています。これらの事業所に所属する組合員は厚生年金の資格が無いことから国保組合員の資格を失った違法加入者としてみなされ、医療費等の補助金金額の国庫返還が求められる事例が起こっています。建設国保では国や県の要請により、厚生年金の加入状況を確認する為、平成23年度の標準報酬月額決定通知書か、基礎届のいずれかの写しを提出していただく事になりました。まだ未提出の事業所は至急組合までご提出下さい。

決算相談会が始まります！ご予約はお早めに！！

今年も確定申告の時期になりました。相談を希望される方は、別紙を見て頂き、都合のいい日の予約をとってから、お出かけ下さい。



手続きはお早めに…

新年度に向け、仕事面も生活面も何かと忙しい時期です。必要な手続きは忘れずに行なって下さい。

一人親方労災保険 年度更新

次の事項に該当する方は、3月16日（金）までに組合へご連絡ください。

- 一人親方労災保険に加入したい
- 基礎日額を変更したい
- 一人親方労災保険をやめたい
- 一人親方労災保険に加入している方で、
 1. 労働者を雇っている方
 2. 元請工事をされる方

☆基礎日額の変更については、年度途中ではできません。変更希望のある方は、この時期にお申し出下さい。

労働保険 年度更新

組合にて労働保険を委託している事業主のみなさんには、更新書類を3月下旬から4月初旬に掛けて郵送しますので、必ず期限までに提出して下さい。

年度更新スケジュール

3月上旬	書類発送
	↓
5月9日	書類提出締切
	↓
6月中旬	更新結果書類送付
	↓
7月中旬	第1回保険料引落とし

建設国保より 後期高齢者制度

平成20年4月1日より75歳以上の方と65歳以上74歳以下で、寝たきり等一定程度の障害を持ち認定を受けた方は、組合員も家族も全員後期高齢者医療制度に移行しています。

新制度に移行する時期は、75歳の誕生日と同時に移行となります。

建設国保の資格は、後期高齢者医療制度に移行した日の翌日から喪失します。

その後は、市町村から送付される新しい保険証を使用することになります。

新しい保険証は携帯に便利なカード型になり、1人に1枚発行されます。

組合員が建設国保の資格を喪失すると、家族の方も建設国保の資格がなくなります。そのため、他の健康保険の扶養家族になるか、市町村国保に加入することになります。

ご不明な点等ありましたら、組合へお問い合わせください。

20歳を迎えたご家族の

健康保険料が変更となります。

建設国保の扶養家族の保険料は、1人につき月額2,700円ですが、組合員の配偶者以外でその年の4月1日時点の年齢が20歳以上65歳未満の家族については、月額6,200円となっています。

平成24年4月1日時点の年齢が20歳～65歳の扶養家族がいる世帯は、4月度請求分より保険料が自動的に変更となります。ただし、以下の項目に該当する20歳以上65歳未満の家族は、保険料が2,700円に据え置かれます。

1. 日本国内の学校に在学する学生
2. 身体障害者、知的障害者、精神障害者
3. 病気療養中の方（平成23年11月1日以前より平成24年2月1日現在まで、病気により医療機関に入院中の方）

1～3に該当する方は申請が必要となります。減額は申請のあった月の翌月分からとなり、それ以前に徴収した保険料を遡って減額することはできません。該当のご家族がいる場合は、早めに手続きをするようにして下さい。申請がないと保険料は減額になりません。

詳細は組合へお問い合わせ下さい。

